

第1回 2018年 オートテスト in 大磯

特別規則書

本競技会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則、並びにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその付則に準じて、かつ本競技会特別規則書に従いJAF公認クローズド競技会として開催されます。

1. 競技会の名称 第1回 2018年 オートテスト in 大磯
2. 競技種目 オートテスト（自動車運転技術の向上ならびに日常の安全運転に貢献する目的）
3. オーガナイザー カナハマモータースポーツクラブ（略称：KHMSC）
〒241-0826 神奈川県横浜市旭区東希望が丘37-3 神奈川ハマタイヤ株式会社 内
TEL045-363-8993
4. 競技会役員
競技会組織委員長 品田 基宏 大会組織委員 北林 真樹、浦塚 豊、米山和利
競技会審査委員長 額田 信明 競技会審査委員 和泉澤 啓之
競技長 佐藤 広伯 コース委員長 佐藤 広伯
計時委員長 古林 拓也 技術委員長 秋元 幸雄
事務局長 北林 真樹
5. 開催場所 大磯プリンスホテル 第1駐車場（神奈川県中郡大磯町国府本郷546）
6. 開催日時 2018年12月09日（日）
7. 参加車両 道路運送車両の保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号標又は車両番号標）付車両。
8. 参加資格および参加制限
(1) 原則として当該車両を運転することが出来る運転免許証を所持していること。（練習走行時間帯も同様）
(2) 同一車両による重複参加が可能です。（ただし、参加料は参加人数分が必要となります。）
9. 参加料 1名 ￥4,000円（当日の受付にて現金でお支払い下さい）
※（注）受付進行をスムーズに行いたく、おつりが不要でのご協力お願い致します。※
10. 参加受付期間及び参加申込先（状況により参加受付期間を短縮や延長する場合があります）
(1) 参加受付期間 10月15日（月） から 11月15日（木）
(2) 参加申込先 JAF神奈川支部 事業課（モータースポーツ係）
〒221-8718 神奈川県横浜市神奈川区片倉2-1-8
TEL045-482-1255

11. 参加申込方法

- (1) 申込方法は次の通りで行えます。
参加申込書はJAF神奈川支部公式ホームページからダウンロード取得も可能です。
- (2) 参加料は当日の受付時に現金でお支払いください。
当日申込受付後は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き参加料は返還いたしません。
- (3) 締め切り後、参加受理書を発行し、かつ参加者リストをホームページ上に掲載します。ご参考ください。
- (4) 20才未満の競技運転者は参加申込の際に、親権者の同意署名・捺印（参加申込書内）を必要とします。
- (5) 大変恐縮ですが、参加受付締切日前に満員になった場合は締切日前に受付終了となります。

12. タイムスケジュール（天候その他の状況により変更される場合もあります）

参加確認受付	8時00分 ~ 8時30分（第1駐車場ロッカーハウス内事務局にて）
車両走行準備	8時00分 ~ 8時30分（ゼッケンを貼る、荷物を降ろすなど）
公式車両検査	8時10分 ~ 8時40分（検査員が各パドックへ出張します）

開会式・ブリーフィング	8時45分 ~ 9時00分（第1駐車場・ローカーハウス内）
慣熟 歩行	9時10分 ~ 9時40分（コースオープン/コース下見歩行）
慣熟 走行	10時00分 ~ （ゼッケン1号車からゼッケン順で練習走行）
競技走行（1本目）	11時頃を予定（ゼッケン1号車からゼッケン順走行）
コースオープン	12時頃を予定 <60分間>（慣熟歩行・自由）
競技走行2本目	13時20分頃を予定（ゼッケン1号車からゼッケン順走行）
表彰式・閉会式	15時00分頃を予定

13. 競技運転者及び車両の変更

- (1) 競技運転者の変更は基本的に認められません。
- (2) 参加車両に故障や破損等のやむを得ない事情で、車両変更を希望する場合は参加確認受付終了までに大会事務局宛に申し出て下さい。競技会審査委員会が承認の上、同一部門同一クラスに限り許されます。

14. 競技番号（ゼッケン）

- (1) 用意されたゼッケン（2枚）を車両の左右に練習中・競技中を通し剥がれないよう確実に貼ってください。また、役員からゼッケンについての修正指示が出た場合は、これに従ってください。
- (2) ゼッケンの番号はオーガナイザーが決定し、抗議は受け付けられません。

15. 競技方法

- (1) 競技は原則として2ヒート行います。但し天候またはコース状況等により第1ヒートのみで打切ることがあります。
- (2) 原則としてスタートはゼッケン順とし、1台ずつスタート位置につきスタート合図を待つものとします。
- (3) 競技長が定めた停止位置からのフライングスタートとします。（旗を振ったのを確認後スタート）
- (4) 競技委員の指示で各クラス後半の者が再スタートする場合は、次クラスの途中に割り込む場合があります。
- (5) スタート時刻までにスタート位置につかない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒（1分ごと）加算。
- (6) スタートに対する指示に従わない場合は、当該ヒートの走行タイムに30秒加算します。
- (7) スタート合図前にスタートした場合、反則スタートと判定し当該ヒートの走行タイムに30秒加算します。
- (8) スタート合図後速やかにスタートしない場合、当該ヒートの走行タイムに30秒を加算します。
- (9) コース上の指定パイロン（マーカー）に対して、移動、または転倒が判断された場合、パイロン1本につき10秒が走行タイムに加算されます。
- (10) コース上の指定停止場所において停止しなかった場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒（1つの行為ごと）を加算します。
- (11) パイロンを車輪の内側にまたいで通過した場合は、ミスコースとして判定、当該ヒートの走行タイムに30秒加算します。
- (12) 指定されたコース通りに走行出来なかった場合はミスコースと判定、当該ヒートの走行タイムに30秒加算します。ただしゴールまで走行出来ずタイム計測がなされなかった場合は未完走として無効となります。
- (13) 走行中に他の援助を得た時は、未完走としては無効となります。
- (14) ゴールラインを通過して競技は終了します。
- (15) ゴールラインの前方に停止ラインを設けます。その間で必ず一度停止してパドックに入場してください。停止しないでパドックに入場したと判定された場合、当該ヒートの走行タイムに30秒加算します。
- (16) 今回の競技会における後退ギア走行指定は1箇所とします。

(17) コース委員の判定に関する抗議は受け付け致しません。

(18) 競技走行途中で競技を中止（リタイヤ）する場合は、競技役員に明確に意志表示を行って下さい。

16. 信号合図（色付の旗で合図）

(1) ドライバーへの信号合図は、国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び国際モータースポーツ競技規則付則H項に規定された信号に準じて合図される。

(2) 信号合図に従わなかった場合、当該ヒートは無効となります。

(3) 合図内容

- a) 緑旗・・・・・・・・コース内がクリア（走行可能）
- b) スタート合図・・・・・・国旗またはクラブ旗など
- c) 完走合図（ゴール）・・チェッカー旗
- d) 赤旗・・・・・・・・走行中に危険あり → 直ちにその場で停止
- e) 黄旗・・・・・・・・パイロンを移動させた、または転倒させた
- f) 黒旗・・・・・・・・ミスコース（指定通りの走行ラインから外れた）

17. 競技中断

(1) 事故、故障等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能と競技長が判断した場合、審査委員会の承認を得た上で競技中断する場合があります。

18. 計 時

- (1) 計測は競技車両がスタートラインを横切った時に開始し、ゴールラインを横切った時に終了します。
- (2) 計測は自動計測器またはストップウォッチを使用し、計測結果を成績とする。
- (3) 万が一自動計測器が故障を発生した場合に限り、ストップウォッチ2個以上の平均タイムを成績とします。
- (4) タイム計測は少なくとも1/100秒で計測されます。
- (5) 計測装置に関する抗議は受け付けしません。

19. 走行ポイント

- (1) スタートからフィニッシュ（ゴール）に要した秒数をポイントとします。
秒未満は切り捨てます。（例 51.8 秒=51 ポイント）
- (2) ペナルティポイントは前記の15. 競技方法で記された内容を適用する。

20. 成績の決定

- (1) 第1ヒートまたは第2ヒートの走行タイムの短い方を採用し、採用されたタイムを有効ポイントにします。
そのポイントとペナルティポイントを合計してポイントの少ない参加者を上位といたします。
- (2) 万一、同ポイントの場合は下記の通りと致します。
 - a) 走行ポイントを除いたペナルティポイントの少ない参加者を上位といたします。
 - b) 走行ポイントもペナルティポイントも同じだった場合は走行ポイントの秒未満が少ない参加者を上位と致します。
 - c) それでも同じ場合は最終的に競技会審査委員会の決定とします。

21. 失 格

- (1) 下記行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者及び競技運転者は失格となる場合があります。
- (2) 参加者及び競技者が会場内で飲酒をした場合、いかなる場合であっても失格とします。

当然ながら、来場前の飲酒の影響が残っていると判断される場合も同様と考えます。

- (3) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合、及び27. 遵守事項や28. 一般安全規定を守らなかった場合。
- (4) 不正行為、危険行為をした場合。
- (5) 本人以外に損害を与えた場合。
- (6) 参加確認受付から競技会結果発表までの間に競技長の承認を得ずに車両を会場より搬出した場合。

22. 抗 議

- (1) 参加者及び競技運転者は本特別規則に規定する以外で、自分が不当に処遇されていると判断した場合、抗議の制限時間内に、抗議することが出来ます。
ただし、本特別規則書に規定された内容および競技会審査委員会に対する抗議は受け付けません。
- (2) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、競技長に提出して下さい。
- (3) コース委員の判定及び計測装置に関する抗議は受け付けません。
- (4) 審査委員会の裁定結果は、口頭で抗議提出者に伝えられます。
- (5) 審査委員会の裁定が直ちに下せない場合は、その裁定発表日時と場所を明らかにして、裁定結果を延期することが出来ます。

23. 抗議の制限時間

- (1) 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければなりません。
- (2) 競技走行中の過失又は反則に対する抗議は、ゴール後30分以内に提出しなければなりません。
- (3) 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内に提出しなければなりません。
- (4) その他の抗議の時間制限は、JAF国内競技規則に準拠します。

24. 損害の補償（当然ながら練習走行時間帯も同様です）

- (1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず、責任は各自が負わなければなりません。
- (2) 参加者、競技運転者、ヘルパー（サービス員含む）はJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償責任を免除されていることを了承しなければなりません。
大会関係者がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしも、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー（サービス員含む）、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。
- (3) 参加者及びその関係者が、会場施設、器物の破壊汚損、その他の車両、人身への損害を与えた場合は、理由の如何を問わず、その加害者が責任を負うものとし、参加者は連帯責任を負うものとします。

25. 競技会の成立

(1) 本競技会は第1ヒートが終了した時点で成立します。

26. 競技会の延期、中止、短縮（練習走行時間帯も準じます）

- (1) 保安上または不可抗力による特別の事情のある時は、審査委員会の決定によって競技会の延期、中止、短縮（走行距離の短縮、競技回数の変更等）を行うことが出来ます。
- (2) 審査委員会は、悪天候またはコース状況の悪化等によって、1回走行のみで打切ることがあります。
- (3) オーガナイザーの都合による競技会中止の場合に限り、事務手数料を差引いた上、参加料は返還されます。
但し、天災地変の場合はこの限りではありません。事務手数料は1,000円とします。
- (4) 競技会の延期の場合は、参加料は延期された開催日までオーガナイザーが保管します。

延期された開催日に参加出来ない参加者については事務手数料を差引いた上、参加料を返還いたします。

但し、天災地変の場合はこの限りではありません。事務手数料は1,000円とします。

2.7. 参加者及び競技支那転者の遵守事項

- (1) 参加者は本競技会への参加に関わる全ての法規及び規則を遵守させる責任があります。
- (2) 参加者は本競技中、自己の車輛が車輛規定及び安全規定に適合していることを保障する義務があります。
- (3) 参加者及び競技支那転者が会場を離れる場合、必ずオーガナイザーの許可を取ってください。
- (4) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、暴言を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保ってください。
- (5) 競技中及び競技に関する業務に従事している時は、薬品等での精神状態をつろつたり、飲酒してはなりません。
- (6) オーガナイザー、競技役員、大会後援者、審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはなりません。

2.8. 一般安全規定（慣熟・練習走行中も同様です）

- (1) 競技走行中は運転席側の窓及びサンルーフを必ず全閉にしてください。
- (2) 競技走行中の運転者は、安全ベルトを装着しなくてはなりません。
- (3) 競技走行中の運転者は、運転に適した服装や装備であれば自由と致します。（長袖上着、長ズボン、スニーカー推奨）
- (4) 4点式以上の安全ベルトを装着する場合は、JAF国内競技規則の安全ベルトに関する指導要項に適合して下さい。
標準装着の安全ベルトで走行することは可能ですが、4点式以上の安全ベルトを装着することを強く推奨します。
- (6) 競技走行中（競技コース内）以外は、会場内での走行は徐行運転でなくてはなりません。
そして、会場内でのウォームアップ走行、ブレーキテスト、暴走行為等を一切厳禁します。
- (7) パドック内では、他の参加者に迷惑のかからぬよう行動して下さい。
- (8) パドック内での作業は、事故防止に細心の注意をはらってください。

2.9. 本規則の解釈及び違反（慣熟・練習走行中も同様です）

- (1) 本特別規則及び、本大会の競技に関する諸規則や、公式通知の解釈についての疑義は、参加者に限り文書によって質疑申し立てすることが出来ます。
これに対する回答は、審査委員会の決定を最終的なものとしてあつかわれます。
- (2) 本規則に対する罰則宣言及び本規則に定められていない罰則宣言は審査委員会が決定をして、タイムの加算や訓戒、罰金、失格、出場停止等が、その違反の軽重に応じて適用されます。

3.0. 本規則の施行及び記載されていない事項（練習走行時間帯も準じます）

- (1) 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠します。
- (2) 本特別規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は、本規則に対し全て優先されます。
- (3) 本大会特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則及び指示事項は、公式通知によって示される。
- (4) 本規則は本競技会で適用されるもので、参加申込の受付開始と同時に施行される。